

原子力防災ネットワークシステム管理業務労働者派遣契約 仕様書

1. 目的

本仕様書は、原子力防災ネットワークシステム管理業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

(1) 原子力防災ネットワークシステムの運用業務

- ①原子力防災ネットワークシステムの運用作業
- ②原子力防災ネットワークシステムのシステムエンジニアの技術指導作業
- ③原子力防災ネットワークシステムの点検計画書作成作業
- ④原子力防災ネットワークシステムの補修計画書作成作業
- ⑤原子力防災ネットワークシステムの点検・補修管理作業（外部発注の場合）
- ⑥原子力防災ネットワークシステムの運用・点検・補修マニュアル作成業務

(2) 原子力防災ネットワークシステムの更新業務

- ①原子力防災ネットワークシステムの更新計画書作成作業
- ②原子力防災ネットワークシステムの更新管理作業（外部発注の場合）

(3) 原子力防災ネットワークシステムに係る原子力機構内外関係機関の要請への対応業務

- ①関係機関からの要請への対応の検討作業
- ②関係機関からの要請への対応の検討報告書作成作業
- ③要請対応計画書作成作業（対応が可能な場合）
- ④要請対応管理作業（外部発注の場合）

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

(1) 派遣労働者の基本的要件

- ・ネットワークサーバOSであるRed Hat Enterprise Linuxの操作ができること。
- ・Microsoft Word・Excel・PowerPointにより書類作成・印刷等の操作ができ、Microsoft Excelについては、関数を用いた表計算・グラフ作成を行うことができる。
- ・原子力防災ネットワークシステムの運用に関する実務経験を1年以上有すること。
- ・関係機関との調整業務に係る実務経験を1年以上有すること。

(2) 業務遂行にあたり派遣労働者の具備すべき条件

- ・職務上の問題点を複数の専門的知識に照らして、分析し、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できる。
- ・指示された作業を把握し、問題なく対応できる。
- ・指示された作業の計画の作成を的確に行える。

(3) 派遣労働者の条件

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

(4) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし。

4. 組織単位

原子力緊急時支援・研修センター 計画調整室

5. 就業場所

(住所) 〒311-1206 茨城県ひたちなか市西十三奉行11601-13
日本原子力研究開発機構 原子力安全・防災研究所 原子力緊急時支援・研修センター
計画調整室
TEL : 029-265-5111
その他、指揮命令者と事前に定めた場所

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 原子力安全・防災研究所 原子力緊急時支援・研修センター
計画調整室長
TEL : 029-265-5111

7. 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

- (1) 就業時間 9時から17時30分まで
- (2) 休憩時間 12時から13時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 人材開発部 人材開発課長

11. 派遣人員

1名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書
(契約後及び変更の都度速やかに)
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類
(契約後及び変更の都度速やかに) ※届出日付又は取得日付を含む。
- (6) その他契約上必要となる書類

1 4. グリーン購入法の推進

- (1)本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2)本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 5. 特記事項

当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。

以 上